

平成 26 年 8 月 6 日

## 平成 26 年度 宮崎県特定(産業別)最低賃金の審議について

宮崎労働局労働基準部賃金室

- 1 宮崎県内では現在、次の4つの特定の産業について地域別(宮崎県)最低賃金と金額の異なる「特定(産業別)最低賃金」が定められています。
  - ① 部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業
  - ② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
  - ③ 各種商品小売業
  - ④ 自動車(新車)小売業
  
- 2 最低賃金法第 15 条に基づき、上記4業種に係る労働者代表から、平成 26 年 7 月 14 日付けで宮崎労働局長に対し、特定(産業別)最低賃金の改正の申出が行われましたので、同 8 月 1 日付けで宮崎労働局長から宮崎地方最低賃金審議会会長(若藤 芳弘)に対し、特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無について意見を求める諮問を行いました。
  
- 3 今後、同審議会において、4つの特定(産業別)最低賃金それぞれの改正の必要性の有無について調査審議が行われ、同審議会から宮崎労働局長に対し答申が行われる予定です。
  
- 4 特定(産業別)最低賃金の改正の「必要性あり」との答申が行われた場合、同審議会の決定により、特定(産業別)最低賃金の関係労使の代表と公益代表から構成される産業別専門部会が設置され、改正へ向けた調査審議を経て、改正が行われることとなります。
  
- 5 なお、一部報道によりますと、8 月 1 日付で4業種の産業別専門部会の開催が決まったことが報じられておりましたが、上記のとおり、4業種の特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無について、これから検討が行われる予定であり、産業別専門部会の設置及び開催は未定の段階であることをお知らせします。